平成21年度第3回大阪府都市計画公聴会の 公述人の意見に対する考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関する ものに対しての大阪府の考え方は次のとおりです。

〇北部大阪都市計画用途地域及び土地区画整理事業の変更

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
A	○西部地区の現状からして、中部地区の 事業採算が成立する見通しは皆無で、ひいてはまちづくりや大阪府や茨木市、箕面市など、地方公共団体の行財政に重大な支障となることは必至であることから都市計画変更に反対する。	○国際文化公園都市特定土地区画整理事業は、国土交通大臣が認可した事業計画に基づき、計画的に事業を実施されている。 今回の都市計画変更は、生産機能を拡充し、中部地区における研究開発拠点としての機能の充実を図るため、用途地域及び土地区画整理事業の土地利用方針の変更を行うものであり、事業に支障を与えるものではないと考える。
	○施設誘致用地として国際文化施設1. 2. が計画され、種々の募集手続がされているが、契約成立は経済情勢の激変のため流動的で、そのリスクを都市再生機構が負担することとしているが、結局、最後には国民の税金で後始末になることから都市計画変更に反対する。	
	○製造施設や物流施設など、具体的には 工場や倉庫などの建設で、西部地域をは じめ、周辺の住環境を悪化させ、住民の 財産価値を低下させるとともに、今後の 彩都や茨木市のまちづくりに重大な障害 になることから、都市計画変更に反対す る。	○今回の都市計画変更は、生産機能を拡充し、中部地区における研究開発拠点としての機能の充実を図るものであり、 ①地区外への緩衝機能として外周部に公園や緑地を配置する ②立地施設については、地区計画で中部地区に相応しくない用途を制限する ③市が進出企業と公害防止協定を締結するといった対策を講じることにより、当初計画と比較して大きな変化はなく、同程度の地域環境となるものと考える。